

第 1 1 回総会 議事録

総会開会時刻 令和 6 年 5 月 3 1 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分

総会開会場所 市役所 4 階 大会議室

（農業委員の出席）

1 番 一柳 泰徳	2 番 朝日 貴光	3 番 西良 利彦	4 番 前原 良行
5 番 金西 章	6 番 原 美智子	7 番 島田 正明	8 番 豊田 泉朱
9 番 樋富 美行	1 0 番 山越 典子	1 1 番 賀出 勝也	1 2 番 増井 道宏
1 4 番 川瀬 益栄	1 5 番 船越 康博	1 6 番 井村 美江	1 7 番 森 博之
1 8 番 村岡 宇都美	1 9 番 青木 正廣		

（農業委員の欠席者）

1 3 番 服部 雅基

（農地利用最適化推進委員の出席）

1 区 桑村 善彦	2 区 前島 義夫	3 区 松本 雅史	3 区 中西 信之
4 区 柳生 敬治	5 区 宮田 芳和	5 区 塚井 威史	6 区 雲井 正博
7 区 森吉 憲三	7 区 徳山 守	8 区 手塚 博	9 区 岡崎 勢一
1 0 区 宮城 仁	1 0 区 里村 雅博		

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

6 区 市山 賢光 9 区 吉積 幸二

（出席者）

局 長 横山 篤 次 長 水口 理恵

議 案

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」

議案第 3 号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」

議案外

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」

報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」

その他

「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第11回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、3番西良利彦委員、12番増井道宏委員をご指名いたします。
よろしくお願いいたします。

なお、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、4件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、面積22㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、主に水稻を耕作しておりますが、畑の耕作もしたいと考えていたところ、ちょうど耕作に便利な所有農地の隣接地に畑を持つ譲渡人との間で、所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の村岡委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 村岡 委員

別にございません。〇〇さん、〇〇さん、両方のお話を聞き、そして、現地に行って確認してまいりました。別に周りの農地にも関係なく、〇〇さんは退職されて、農業をされながら、農業用の機械などをお子さんが使われているので、これからも農業を進めていきたいというような考えをおっしゃっていました。ご審議のほどを宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号2番については、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号2番、田1筆、合計面積1,003㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。
譲渡人は、農業廃止により農地を手放すことを考えていたところ、近隣に農地を所有する譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。
譲受人は取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上でございます。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

2番 朝日委員

問題ないと思います。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をしてください。

事務局（次長）

整理番号3番及び4番は、譲受人が同じで、関連する内容となりますので、併せて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは整理番号3番及び4番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番及び4番は、農業廃止による所有権移転の申請となります。

申請地は、整理番号3番が畑1筆、田2筆、合計面積1,491㎡、整理番号4番が田1筆、面積2,226㎡です。申請地の所有者は、整理番号3番が共有名義、整理番号4番が整理番号3番の共有者のうちの1人の単独所有となっており、どちらも農地を手放す検討をしていたところ、譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお、譲受人は、当該農地を利用してシイタケハウスを建てる予定と伺っております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 山越委員

担当の山越です。現地確認に行っていました。申請地は4筆ですが、隣同士の一体となっているものでした。特に問題はないと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番及び4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番及び4番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は5件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計転用面積529㎡、転用目的は駐車場でございます。

申請者は、〇〇市や〇〇地区の他、多数の障がい者支援事業所を営んでいる事業所でございます。

申請地は、〇〇駅より北西へ約240mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は、鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地であることから、3種農地と判断されます。

この事業所は、かねてより小松島市方面にて事業展開を考え適地を探していたところ、〇〇駅から比較的近くまた、交通の利便性もよい申請地の土地所有者と協議を行いました。土地所有者は農業を廃止しようとして計画していたことから話がまとまり、この度の5条申請となりました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土砂及び再生砕石を敷設いたしますが、西側は隣接する市道〇〇号、南側は既存のコンクリート擁壁と同じ高さとし、北側はビニールハウスがありますが、転圧を行うことから土砂の流出はないものと考えます。

排水について、上水道は設けないことから雨水のみで地下浸透といたしますが、万が一被害が生じた場合には転用者が責任をもって対処するとされており、地元土地改良区からは転用について問題がない旨の意見書が提出されています。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項がありましたらお願いします。

10番 山越委員

現地確認に行ってみりました。現状、雑草等が生えておりましたが、駐車場としての使用ということで、特に問題ないと思います。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

事務局（局長）

整理番号2番から4番につきましては、譲受人、譲渡人及び転用目的について、同一でございますので、併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番から4番については一括審議といたしますので、説明をお願いします。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

合計転用面積 2,342㎡、転用目的は太陽光発電施設でございます。

申請者は、〇〇に本社を置き太陽光発電施設などを全国的に行っている事業所でございます。

申請地は〇〇駅より南へ約300mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農用地区域外であることから除外を行う必要のない場所でございます。農地区分は鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地であることから3種農地と判断されることから太陽光発電施設の設置は可能でございます。

この申請人は太陽光発電施設の建設を計画し適地を探していたところ、申請地の土地所有者が高齢により耕作ができず、後継ぎもなく、苦慮していたことから協議した結果、この度の5条申請となりました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土砂等の敷設はなく整地のみであることから周囲への支障はないものと考えます。

排水については、上水道は設けず雨水についてはのみで地下浸透とするが、排水路へ流出した場合については地元土地改良区より排水することへの同意を受けています。また、万が一被害が生じた場合には転用者が責任をもって対処するとされており、転用についても問題がない旨の意見書が土地改良区より提出されています。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番から4番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

担当の金西です。2番、3番、4番について、説明いたします。現地で、農地の確認をしております。そして、この付近には、空いている土地、休耕田は、ここの土地だけでありました。それで、太陽光になってもいいのかなと思われまますので、ご審議宜しくをお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番から4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番から4番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番の説明をお願いします。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番、田1筆、転用面積504㎡、転用目的は農家住宅でございます。

申請者は、市内在住である土地所有者の孫夫婦でございます。

申請人夫婦は農業経営に際し、現在は市内ではありますが別のところで借家にて生活をしていることから効率が悪く、耕作地に近いところでの居住が必要であると考えておりました。申請地は圃場にも近く今後、農業を継続することについて最も適しているとの判断から、土地所有者である祖父と相談した結果、申請地を貸借し家屋を建設することとなり、この度の5条申請となりました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より南へ約1,200mに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は土地改良事業などの公共投資の対象とはなっていない農地ではありますが、所在が10ha以上の一団の農地の中にあることから1種農地と判断されます。原則1種農地の転用は不可ではありますが、農地法施行規則第33条第4号にて『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』いわゆる集落に接続して設置されるものは不許可の例外に該当することから住宅の建設は可能となります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を施したうえで山土にてかさ上げを行うことで隣接地には被害はないと考えます。

排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、西側水路にて放流することを市道管理者である市まちづくり推進課と協議済みであり、水利管理者である〇〇土地改良区より同意書の提出があります。上水道については、西側市道に埋設された既設の水道管より引き込むことを市水道部と協議済みでございます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関からの融資にて行うとのことで金融機関の融資が可能である旨の通知書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号5番については、許可やむを得ないと考えます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。現地確認したところ、周辺の農地に何ら影響はないと思われまので、ご審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は6件、11筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

審議内容の説明の前に、昨年度の総会でも、少しご説明させていただいているのですが、交代された委員さんも多くいらっしゃいますので、改めて、「農用地利用集積計画」について、ご説明させていただきたいと思います。

これまでの利用権の手続きは、ふたつございまして、ひとつは農地所有者等と耕作者が直接貸借の契約をする「農用地利用集積計画」で、これはこの議案第3号の案件になります。もうひとつは、農地中間管理機構（徳島県では、徳島県農業開発公社）が所有者から農地を借り受けて、耕作者の方に配分する「農用地利用配分計画」でございます。

今までは、このように制度が2つに分かれていたのですが、令和5年度より、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正されたため、2つの制度を統合することとなり、新たに「農用地利用集積等促進計画」に一本化されました。その制度が、次の議案第4号の「農用地利用集積等促進計画」となります。

ただし、一本化されたといいますが、経過措置がございまして、これは、昨年度の総会でもご説明させていただいたのですが、地域計画が策定されるまでは、「農用地利用集積計画」、議案第3号の方ですが、この分は、引き続き従来どおりの手続きで、農地の貸借が行えることとなっております。

なお、「農用地利用集積計画」と「農用地利用集積等促進計画」の大きな相違点は、総会後の公告を市ではなく、県が行うようになるということです。また、原則として、農地の貸借の受付を市ではなく徳島県農業開発公社が直接行うことになるのですが、この点に関しましては、現状、協議をしております、なるべく市民の方にご不便をかけないように、市の方で受付等ができるよう、話し合いを進めている状況です。

また、現行の制度は、今年度末までですので、来年の3月の総会に諮る分の利用権までは、現行どおりの手続きとなり、4月以降の分は、法改正後の制度となりますので、手続きの流れなど、県や農業開発公社などとも連携しながら、はっきり決まり次第、委員のみなさまにご説明させていただきます。

それでは、今回の審議内容に移らせていただきます。今回、利用権設定の申し出のあった農地につきましては、一部改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

詳細は、5ページからの一覧表に記載してありますので、ご確認いただきたいのですが、補足で、整理番号7番から11番は、徳島県農業開発公社が間に入った契約とはなりますが、一旦、農業開発公社に預けて、耕作者に配分するのではなく、初めから耕作者の方が決まっているパターンとなりますので、この場合は、「農用地利用集積計画」として作成することとなります。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。
以上で議案第3号を終了いたします。
引き続き、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の7ページをお開きください。
議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、今回の案件は2件、8筆です。

◆議案書にそって、農地中間管理機構から権利設定等を受ける者、権利を設定をする土地、設定する利用権を朗読

こちらの「農用地利用集積等促進計画」につきましては、先ほど、議案第3号の際にご説明したとおり、法改正後の制度となります。統合された2つの制度のうち、「農用地利用集積計画」については、猶予期間があると申し上げましたが、もう一方の「農用地利用配分計画」は、令和5年度から廃止されておりますので、農業開発公社が借り受けて、耕作者に転貸する場合は、「農用地利用集積等促進計画」により、手続きをすることとなります。この「農用地利用集積等促進計画」の作成において、農業委員会の意見を聞く必要があるとのことで、農業開発公社より、2件の諮問がございました。昨年度はたまたま申請がなく、今回、初めての案件となります。

整理番号1番は、農地所有適格法人以外の法人となりまして、この場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号イ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、第3号イ「権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」、第3号ロ「権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」に該当するかの意見を求められております。

整理番号2番につきましては、個人経営の農家さんですので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号イ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、第2号ロ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」という項目に該当するかどうか、意見を求められております。つまり、簡単に申し上げますと、2件の耕作者の方が、農作業をする能力や条件が備わっているかどうかの確認のために意見を聞かれている、ということになります。

整理番号1番、2番ともに認定農業者の方でございまして、耕作面積や農作業の従事日数など、農業開発公社より添付されている資料からも特段の問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは、議案第4号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第4号は、説明のとおり、問題ないとの回答をしたいと思います。
以上で議案第4号の審議を終了いたします。
以上で議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き議案外に移ります。
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の8ページをお開きください。
報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積466㎡、転用目的は住宅、所有権移転での5条届出となります。なお、届出地は、接道がない土地になりますが、宅地と隣接しており、宅地と同一利用することです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数5件、7筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

令和5年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

令和5年度「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、ご説明いたします。

今までは、前年度の点検・評価と現年度の活動計画について、農業委員会は、毎年度5月末までに、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定することとされておりました。

昨年度から、事務処理の流れに変更がございまして、令和4年2月の農林水産省経営局長通知、農林水産省経営局農地政策課長通知により、当該年度の最適化活動の目標の設定等については、3月の総会でお諮りし、すでに県等への報告、ホームページでの公表を行っております。前年度の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況と最適化活動の目標の達成状況につきましては、5月末までに、総会において点検・評価をすることとされておりますので、今月の議案として挙げさせていただいております。

それでは、お手元の資料に添って、具体的な説明をさせていただきます。なお、今回、資料に記載させていただいている数値につきましては、端数処理等の関係で、今後、変動する可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

まず、お手元の資料①（A3サイズ）をご覧ください。こちらは、令和5年度の農業委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめたものとなっております。

資料①の左側が、1. 最適化活動の成果目標となりまして、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消等、（3）新規参入の促進の欄に分かれております。（1）農地の集積につきましては、集積率の目標が、27.2パーセントとしておりましたが、これに対し、実績として、農地面積が1,500ヘクタール、そのうち、集積面積が382.5ヘクタールですので、令和5年度末の集積率は、25.5パーセントとなっております。

次に、（2）遊休農地の解消等についてですが、既存の緑区分の解消面積の目標が2.98ヘクタールに対し、実績が0.44ヘクタールでございます。新規発生 of 解消面積は、令和4年度に発生し、令和5年度に解消した面積の目標と実績を記載しております。目標が2.68ヘクタール、実績が0.09ヘクタールとなっております。

次に、（3）新規参入の促進についてですが、「同意・公表面積」とありますが、これは、農地所有者の方に新規参入の方に貸し付け等を行うことについて同意を得た農地の面積のことでございまして、目標は、7.8ヘクタールで、令和5年度の実績は、ゼロとなっております。

次に、2. 最適化活動の活動目標になります。こちらの活動日数や内容につきましては、毎月、委員のみなさまに提出していただいている活動記録簿から集計したものととなります。

なお、農業委員さん、推進委員さんの人数は、前任の委員さんも含めての人数となります。委

員さんおひとりずつの点検・評価をすることとされておりますので、定数よりも多くなっております。

では、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数という欄ですが、月当たり活動日数の目標は、10日としておりますが、委員会全体の平均は約7日でございます。また、(2) 活動強化月間の設定は、目標を3回としておりましたが、実績は2回でございます。(3) 新規参入相談会への参加につきましては、昨年度アスティとくしまで開催されたとくしまビジネスチャレンジメッセに、参加をしておりますので、目標どおりとなっております。

最後に、3. 点検・評価結果になりますが、農業委員会の点検・評価結果(評語)を記載する欄がございます。こちらには、お手元の参考資料①(A4サイズ)の【表2】をご覧くださいと、各目標の達成状況に応じて、点数化されておまして、令和5年度の農業委員会全体としては、【表2】を元に算定し、これを【表1】に当てはめまして、評語を選択しております。その右側の推進委員等の点検・評価結果という欄につきましては、各委員のみなさまの点検・評価の結果を反映したものとなっております、こちらは、これからご説明させていただくのですが、委員さん個人の実績結果をもとに、参考資料②(A4サイズ)の表により、点数化し、各評語に当てはめて、人数を算定しております。

それでは、次に右上に別記様式3と記載している資料(A4サイズ)をお願いいたします。先ほどの資料①は農業委員会全体の点検・評価になりますが、別記様式3の「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」につきましては、委員のみなさま、おひとりおひとりの点検・評価をするシートとなっております。令和5年度に、委員の改選がございましたので、継続の委員さんは昨年度お配りした形と同じなのですが、新しく委員になられた方は、前任の方と按分などをさせていただいております。

上段の1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の(1)最適化活動の実施状況につきましては、毎月、みなさまにご提出いただいている活動記録簿を集計したものとなります。

その下の(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況につきましては、先ほどの資料①の委員会全体の目標や実績を各委員さんの担当地区の面積で按分した数値を入力したものとなります。この数値は、目標も実績も、新任委員の方は、前任者と按分して記載させていただいております。

次に、その横の②自己の点検・評価につきましては、活動実績、成果実績について、各自で自己点検していただく欄となっております、自由に記入していただくようになりますのですが、昨年度と同様、便宜上、事務局の方で、三択の形式にさせていただいております。活動実績につきましては、上段の表の左端の活動日数から、月の平均を算出し、農業委員会の目標である月10日を基準にして、選択肢をこちらで選ばせていただいております。また、成果実績につきましては、委員さん個人の農地の集積、遊休農地解消、新規参入の促進などの実績を考慮して、こちらで選択させていただいております。

次に、一番下の2. 農業委員会による点検・評価になります。全体としての評語の欄は、委員さん個人の実績を参考資料②(A4サイズ)の表1の評語に当てはめて、記載しております。その横の総会で出された意見は、この後、会長にお諮りいただきますので、その際のご意見を事務局で取りまとめさせていただきます。

なお、こちらの案をお諮りいただいて、その結果も踏まえて修正等して仕上げた、別記様式3のシートにつきましては、各委員の皆さまに通知することとなっておりますので、また後日お送りさせていただきたいと思っております。

また、本日お諮りした結果をホームページで公表等を行うこととなりますが、ホームページでの公表等は、農業委員会全体の分になりますので、資料②の委員さん個人の評価結果は、公表いたしませんので、宜しくをお願いいたします。

それから、本日の資料①と別記様式3につきましては、最後に回収させていただきます。お帰りの際に、机の上に置いたまま、お帰り下さいますようお願いいたします。
説明につきましては、以上となります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より令和5年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、説明がありました。

各々の点検・評価について、何かご質疑、ご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、令和5年度の「推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会の最適化活動の点検・評価」の実施について、説明のとおり、承認いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時26分

会議録署名委員 3番 西良 利彦 委員 12番 増井 道宏 委員